

令和5・6年度 入札参加資格審査申請

令和5・6年度に南関町が発注する建設工事及び建設コンサルタントに係る一般競争入札参加資格審査申請を受け付けます。

受付期間

令和5年1月4日(水)～1月31日(火)
※郵送の場合、1月31日の消印有効
※持参の場合、午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、かつ正午から午後1時までを除く)

提出方法

郵送または持参
※原則、郵送での申請

提出書類

次の書類を各1部ずつA4サイズのフラットファイルにとじて提出してください。指定がないものは写しで結構です。

- ①入札参加資格審査申請書
- ②営業所一覧
- ③業態調書(建設コンサルタントのみ)
- ④技術員職員名簿(技術者経歴書)
- ⑤工事(測量など)経歴書
- ⑥経営事項審査結果通知書(最新のもの、建設工事のみ)
- ⑦商業登記事項証明書(法人の場合)または代表者の身分証明書(個人の場合)
- ⑧納税証明書【国・県・市町村】
- ⑨印鑑証明書
- ⑩使用印鑑届 ※原本
- ⑪建設業許可証明書または建設業許可通知書(最新のもの、建設工事のみ)
- ⑫委任状(委任する場合のみ) ※原本
- ⑬誓約書及び役員に関する調書 ※原本
- ⑭個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 ※原本
- ⑮受領確認用のハガキ(必要な場合)
- ⑯A4サイズのフラットファイル

その他

- ・申請書類は町のホームページからダウンロードできます。
- ・同一期間において物品・役務については追加募集(令和5年度)を受け付けます。

提出・問い合わせ先

総務課 管理契約係
〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地 ☎0968-57-8500

令和5・6年度 小規模 工事等契約業者登録申請

小規模工事等契約業者登録制度

この制度は、町内で建設業等を営み、小額であり、内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録する制度です。

この制度は、町が小規模な建設工事や修繕等を発注する際、登録業者を積極的に選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

小規模工事などの範囲

以下のa～cのすべてに該当するもの

- a 町が発注する小規模な建設工事及び建設工事等に係る修繕
- b 内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- c 1件の契約金額が50万円以下のもの

登録できる人

南関町内に主たる事業所又は住所を置いて建設業等を営んでいる人

ただし、次の場合は登録できません。

- (ア)南関町内に主たる事業所も住所も有しない人
- (イ)成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない人
- (ウ)南関町工事入札心得に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録している人
- (エ)町税等を滞納している人

提出書類

- ①登録申請書
- ②町税の納税証明書(申請日1ヵ月以内のもの)
- ③商業登記事項証明書の写し(法人の場合)または住民票の写し(個人の場合)
- ④希望する業種を履行するために必要な資格や免許等の写し

その他

有効期間は2ヵ年度(令和5年4月1日～令和7年3月31日)です。

登録は随時受け付けますが、有効期間は当初の期間である令和7年3月31日までです。

その後は2年ごとに申請により登録を受け付けます。

南関町の公用封筒に広告を入れてみませんか？

町では、経費の節減及び地域経済の活性化を図るため、広告入り封筒を無償で提供していただける事業者・団体を募集しています。

町内の事業者・団体の皆様のご協力が地域の活性化につながります。南関町の公用封筒に広告を入れてみませんか？

封筒の規格

【郵送用】

- ①角形2号(8枠).....8,500枚
- ②窓あき長形3号(4枠) ... 70,000枚
- ③納付書用封筒(4枠) 7,000枚
- ④長形3号縦型(4枠)..... 18,000枚

【窓口用】

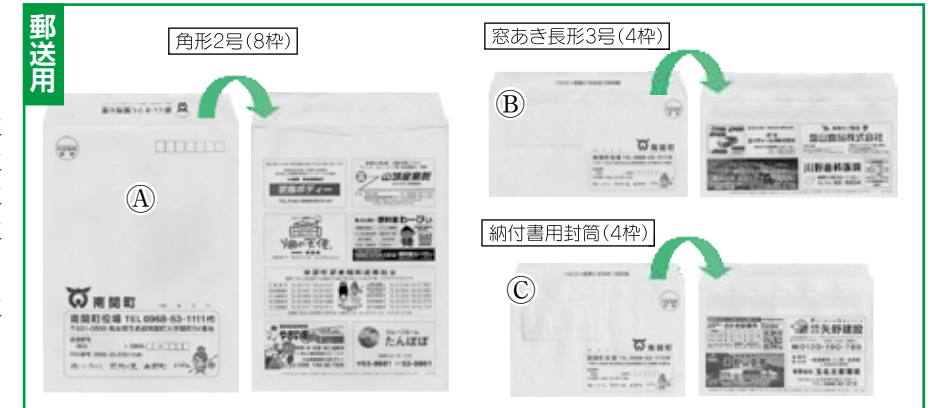
- ⑤角形2号(8枠).....5,000枚
- ※クラフト封筒を使用、1色刷り

広告内容

- ・町の広告掲載基準に従って作成すること。
- ・公の秩序や善良な風俗に反するものでないこと。
- ・宗教・政治・経済・外交や社会問題などの主義・主張でないものなど法令の規定に違反しないものであること。

寄附までの流れ

- ①役場に申し出書を提出
 - ②寄贈協定書を締結
 - ③広告入り封筒を作成
 - ④完成した封筒を町に寄贈
- ※広告料は印刷業者が徴収します。



※参考として前回ご寄附頂いた封筒を掲載しています

☎総務課 管理契約係 ☎57-8500

シリーズ =消費生活Q&A=

開運商法トラブルにご用心!

Q(トッパ丸)

友達が雑誌の広告を見て3,000円の開運プレスレットを買ったら、後日、業者から電話があって「写真を送れば、霊能者が無料で運勢を見る」と言われたって。写真なんか送って大丈夫かな？

A(安しんざえもん)

そうですねー、雑誌の広告などを見て開運グッズの購入をきっかけに、「先祖供養をしないと災いが降りかかる」などといわれ高額な祈祷サービスなどの契約をさせられるというトラブルがあるでござる。

Q(トッパ丸)

それじゃ、友達も気を付けたほうがいいね。本当に必要かよく考えて行動するように伝えるね。

A(安しんざえもん)

『無料』に飛びつくのは危ないでござる。また、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断ることとござる。無料のインターネットの古いサイトに入って次々と鑑定料を請求されたというトラブルもあるでござる。電話で勧誘されて契約した祈祷サービスや商品などについては、クーリング・オフができる場合があるでござる。困ったときは相談窓口にご相談するでござる。



☎総務課 総務係 ☎57-8500